# 契約書

## (契約の趣旨)

第1条 別府公共職業安定所の電話機(主装置含む)の調達及び取替作業に係る契約について、 甲と乙は本契約を締結し、信義に従い誠実に契約を履行するものとする。

#### (契約金額)

- 第2条 契約金額は、金〇〇〇〇〇〇円とする。(内消費税及び地方消費税額〇〇〇〇〇 円とする。)
- 2 前項の消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条1項及び第29条並びに地方税法第72条の 82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

# (契約保証金)

第3条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

#### (契約履行期間)

第4条 本契約の履行期限は令和8年3月23日(月)までとする。

#### (契約内容)

第5条 契約内容はすべて別紙仕様書のとおりとする。

# (監督及び検査)

- 第6条 甲はこの契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示 をさせることができる。
- 2 乙は、業務が終了したときは、甲の指定する検査職員に通知し、立ち合いの上、検査を受け なければならない。
- 3 乙は、検査に合格したときをもって業務を完了するものとする。
- 4 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直し をし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

#### (契約金額の支払)

第7条 乙は、検査終了後、第3条第1項の規定により支払請求書を作成し、対価の支払いを官署支出官大分労働局長に請求するものとする。

2 官署支出官大分労働局長は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、 これを受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に支払わなければならない。

## (支払遅延利息)

第8条 甲は、前条第2項の約定期間内に支払を行わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(百円未満切捨)を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、約定期間に算入しない。

## (契約履行期限の遅延)

- 第9条 甲は、乙がその責に帰する理由により当役務の提供等を給付できないときは、乙の申請により期限の延期を許可することができる。この場合において、原期限の翌日から起算して履行完了の日までの遅延日数に応じ、契約金額等(既履行部分がある場合は、当該既履行部分の代金相当額を控除した額)の1,000分の1に相当する額の遅延料を徴するものとする。この場合において、甲が第6条に規定する検査に要した日数は、遅延料の徴収日数に算入しないものとする。
- 2 乙は、天災地変その他正当な理由により役務の提供等ができない場合は、期限内にその理由 を記して甲に延期の請求をすることができる。この場合において、甲はその請求を正当と認め たときはこれを許可し、前項の遅延料を免除することができる。

## (契約の解除)

- 第10条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第2号から第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。
- (1) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (2) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺 その他不正行為があると認められるとき。
- (4) 第19条の規定に違反したとき。
- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに 帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

# (損害賠償)

- 第11条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、 その損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

# (談合等の不正行為に係る解除)

- 第12条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約 の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第同条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は 独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又 はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
  - (3) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、 送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
  - (4) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第同条の7第 3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなけれ ばならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、 速やかに甲に報告しなければならない。

# (談合等の不正行為に係る違約金)

- 第13条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同 法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命 令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、 当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第同条 の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項 の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

## (違約金に関する遅延利息)

第14条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### (再委託)

- 第15条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。
- 2 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委 託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

#### (再委託先の変更)

第16条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (履行体制)

- 第17条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号 又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲に提出しなければ ならない。
- 2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
- (1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の

場合

- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合
- (3) 契約金額の変更のみの場合
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙 に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

# (権利義務の譲渡等)

- 第18条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を 書面により甲に届け出なければならない。

# (秘密の保持)

第19条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た事実を第三者に漏らし、又は本契約の目的以外に利用してはならない。

#### (個人情報保護)

- 第20条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ) の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
- 3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- 5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄 を行わなければならない。
- 6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告 しなければならない。

#### (属性要件に基づく契約解除)

- 第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契を 解除することができる。
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、

団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## (行為要件に基づく契約解除)

- 第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何ら の催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

## (表明確約)

- 第23条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当 しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

#### (下請負契約等に関する契約解除)

- 第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請 人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の 契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約 を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契 約を解除することができる。

## (契約解除に基づく損害賠償)

- 第25条 甲は、第10条第2項、同条第3項、第21条、第22条、第24条第2項及び第28条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第10条第2項、同条第3項、第21条、第22条、第24条第2項及び第28条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

# (不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の 反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた 場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介 入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## (厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第27条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

# (厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

- 第28条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に 対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は 送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚 偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

#### (厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

- 第29条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、 契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の 10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がそ の超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

# (紛争又は疑義の解決方法)

- 第30条 本契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。
- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については大分地方裁判所を第一 審の専属的合意管轄裁判所とする。

# (存続条項)

第31条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第8条、第10条第2項、第11条、第13条、第14条、第19条、第23条、第25条、第29条、第30条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階 支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 竹下 洋介 ⑩

Z 0000000000 00000000 00000 00 00 @